

改正 平成二三年 二月二五日規則第五号 平成二五年一〇月 四日規則第八二号  
平成二九年 七月一一日規則第三四号  
千葉県過疎地域県税課税免除条例施行規則

（趣旨）

**第一条** この規則は、千葉県過疎地域県税課税免除条例（平成二十二年千葉県条例第二十七号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（条例第二条第三項の所得金額の算定の方法）

**第二条** 条例第二条第三項に規定する所得金額は、第一号に掲げる所得に第二号に掲げる数を乗じて得た額とする。

- 一 県が条例第二条第三項に規定する者に課する事業税の課税標準となるべき所得
  - 二 条例第二条第三項に規定する者が過疎地域内に有する同条第二項に規定する事業に係る事務所又は事業所の従業者の数をその者が県内に有する事務所又は事業所の従業者の数で除して得た数
- 2 前項第二号の従業者の数は、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七十二条の五十四第二項後段の規定の例により算定した数とする。

（届出書の様式等）

**第三条** 条例第五条の規定による届出は、過疎地域県税課税免除に関する届出書（別記第一号様式）を提出して行わなければならない。

- 2 前項の届出書（条例第二条第二項の規定により事業税の免除を受けようとする者が提出する届出書を除く。）には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 当該届出書を提出する者が所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二条第一項第四十号又は法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第三十七号に規定する青色申告書を提出することにつき税務官署の承認を受けている者であることを証明するに足る書類
  - 二 租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第十二条第五項において準用する同法第十一条第三項又は同法第四十五条第四項において準用する同法第四十三条第二項の規定により税務官署に提出した特別償却に関する明細書の写し（同法第十二条第一項又は第四十五条第一項の規定の適用を受けていない場合は、その理由を記載した書類）
  - 三 条例第一条に規定する特別償却設備（以下「特別償却設備」という。）を取得した日及び事業の用に供した日並びに当該特別償却設備の取得価額及び耐用年数を明らかにする書類
  - 四 次に掲げる図面
    - イ 特別償却設備を新設し、又は増設した事務所又は事業所の全体の見取図
    - ロ 特別償却設備の配置の状況及び特別償却設備に係る従業者の数を明示した平面図（条例第二条第一項に規定する事業税の課税免除に係る届出の場合であって、当該届出を行う者が行う主たる事業が電気供給業（電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第二号に規定する小売電気事業（これに準ずるものを含む。）を除く。）、ガス供給業又は倉庫業の法人であるときは、特別償却設備の配置の状況を明示した平面図）
  - 五 特別償却設備を新設し、又は増設した事務所又は事業所において行われている事業の概要を明らかにする書類
  - 六 条例第三条に規定する不動産取得税の課税免除に係る届出の場合にあつては、次に掲げる書類
    - イ 特別償却設備である家屋及びその敷地である土地に係る売買契約書その他の所有権の取得の日を明らかにする書類
    - ロ 特別償却設備である家屋にあつては、家屋の構造及び床面積を明らかにする平面図及び立面図
    - ハ 特別償却設備である家屋の敷地である土地にあつては、家屋の敷地である土地の地積を

明らかにする図面及び当該家屋の建設の着手があった日を明らかにする書類  
七 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

一部改正〔平成二三年規則五号・二五年八二号・二九年三四号〕

(課税免除通知)

**第四条** 知事は、課税免除を決定した場合は、過疎地域県税課税免除通知書（別記第二号様式）により、当該課税免除を受ける者に通知するものとする。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成二十三年二月二十五日規則第五号）

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成二十五年十月四日規則第八十二号）

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成二十九年七月十一日規則第三十四号）

この規則は、公布の日から施行する。

**別 記**

第一号様式

（第三条第一項）

一部改正〔平成29年規則34号〕

第二号様式

（第四条）

その一

(表)



過疎地域県税課税免除に関する届出書 (個人の事業税)															
千葉県 県税事務所長 様												年 月 日			
住所 氏名															
千葉県過疎地域県税課税免除条例第5条の規定により、次のとおり届け出ます。															
① 届出に係る事業税のもととなる所得の発生した年												年			
② 新設し、又は増設した設備に係る事業の種類、事務所又は事業所の名称及び所在地												事業の種類			
												事務所又は事業所の名称			
												所在地			
③ ②の設備を新設し、又は増設した日												年 月 日			
④ ②の設備を事業の用に供した日												年 月 日			
⑤ ②の設備を構成する減価償却資産（所得税法施行令第6条第1号から第7号までに掲げるものに限る。）の取得価額												種類		取得価額	
												建物及びその附属設備		円	
												構築物			
												機械及び装置			
												車両及び運搬具			
												工具、器具及び備品			
												合計			
⑥ 従業員 の 数	区分	1月 末日	2月 末日	3月 末日	4月 末日	5月 末日	6月 末日	7月 末日	8月 末日	9月 末日	10月 末日	11月 末日	12月 末日		
	②の設備に直接従事する従業者数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人		
	②の設備に係る事務職員等の数												B		
	県内に有する事務所又は事業所に従事する従業者で上記以外のものの数													C	
⑦ 課税標準額		⑧ 課税免除比率			⑨ 課税免除に係る課税標準額 ⑦×⑧				⑩ 差引課税標準額 ⑦-⑨						
千円					千円				千円						

(裏)

注

- 1 この届出書は、千葉県過疎地域県税課税免除条例第2条第1項の規定による課税免除に係る届出の場合に使用し、事業の用に供した一の設備ごとに作成すること。
- 2 「住所」の欄には、主たる事務所又は事業所（以下「事務所等」という。）の所在地（国内に主たる事務所等を有しない者にあつては、事業の経営の責任者が主として執務する事務所等の所在地）を記載すること。
- 3 「⑥ 従業者の数」の欄には、県内に所在する事務所等の従業者の数を以下の区分により各月ごとに記載し、「12月末日」の右の欄には、地方税法第72条の54第2項の規定により計算した従業者の数を記載すること。
  - (1) 「②の設備に直接従事する従業者数」とは、②の設備に従事する従業者のうち、課税免除の対象となる事業に直接従事している従業者数をいうこと。
  - (2) 「②の設備に係る事務職員等の数」とは、②の設備に従事する従業者のうち、販売・営業等に従事する事務職員等の数をいい、②の設備に係る従業者数から、「②の設備に直接従事する従業者数」を控除した数を記載すること。
  - (3) 「県内に有する事務所又は事業所に従事する従業者で上記以外のものの数」とは、県内に所在する事務所等に従事する従業者の数の合計から、②の設備に係る従業者数（直接従事者及び事務職員等）を控除した数をいうこと。
- 4 「⑦ 課税標準額」の欄には、事業税の課税標準額（2以上の都道府県に事務所等を有する個人にあつては、地方税法第72条の54の規定による分割後の課税標準額）を記載すること。
- 5 「⑧ 課税免除比率」の欄には、「⑥ 従業者の数」の欄中A、B及びCの数の合計に占めるAの数の割合を分数で記載すること。
- 6 「⑨ 課税免除に係る課税標準額」の欄には、「⑦ 課税標準額」の欄の金額に「⑧ 課税免除比率」の割合を乗じた金額を記載するものとし、その金額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てること。
- 7 この届出書に千葉県過疎地域県税課税免除条例施行規則第3条第2項各号に掲げる書類を添付して提出すること。

その二

(表)

<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;">             受付印           </div> <p style="text-align: center;">過疎地域県税課税免除に関する届出書 (個人の事業税)</p>			
千葉県 県税事務所長 様		あ年 月 日	
		住 所 氏 名	
千葉県過疎地域県税課税免除条例第5条の規定により、次のとおり届け出ます。			
① 届出に係る事業税のもととなる所得の発生した年		年	
② 過疎地域内における事業の種類、事務所又は事業所の名称及び所在地	事業の種類		
	事務所又は事業所の名称		
	所在地		
③ 労働日数等	①の年において事業主又はその同居の親族の労力によって②の事業を行った日数の合計	A	日
	①の年における②の事業の延べ労働日数	B	日
	自家労力の割合	$\frac{A}{B} \times 100 =$	%
④ 従業者の数	過疎地域内に有する②の事業に係る事務所又は事業所の従業者数	C	人
	県内に有する事務所又は事業所の従業者数	D	人
⑤ 課税標準額	⑥ 課税免除比率	⑦ 課税免除に係る課税標準額 $\text{⑤} \times \text{⑥}$	⑧ 差引課税標準額 $\text{⑤} - \text{⑦}$
千円		千円	千円
備考			

(裏)

注

- 1 この届出書は、千葉県過疎地域県税課税免除条例第2条第2項の規定による課税免除に係る届出の場合に使用すること。
- 2 「住所」の欄には、主たる事務所又は事業所（以下「事務所等」という。）の所在地（国内に主たる事務所等を有しない者にあつては、事業の経営の責任者が主として執務する事務所等の所在地）を記載すること。
- 3 「④ 従業者の数」の欄には、以下の区分ごとに地方税法第72条の54第2項の規定により計算した従業者の数を記載すること。
  - (1) 「過疎地域内に有する②の事業に係る事務所又は事業所の従業者数」とは、過疎地域内の事務所等において②の事業に従事している従業者数をいうこと。
  - (2) 「県内に有する事務所又は事業所に従事する従業者数」とは、県内に所在する事務所等に従事する従業者（過疎地域内の事務所等において②の事業に従事している従業者数を含む。）の数の合計をいうこと。
- 4 「⑤ 課税標準額」の欄には、事業税の課税標準額（2以上の都道府県に事務所等を有する個人にあつては、地方税法第72条の54の規定による分割後の課税標準額）を記載すること。
- 5 「⑥ 課税免除比率」の欄には、「④ 従業者の数」の欄中Dの数に占めるCの数の割合を分数で記載すること。
- 6 「⑦ 課税免除に係る課税標準額」の欄には、「⑤ 課税標準額」の欄の金額に「⑥ 課税免除比率」の割合を乗じた金額を記載するものとし、その金額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てること。

<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; padding: 5px;">受付印</div> <div style="text-align: center;"> <p>過疎地域県税課税免除に関する届出書 (法人の事業税)</p> </div> </div>														
千葉県 県税事務所長 様										年 月 日				
千葉県過疎地域県税課税免除条例第5条の規定により、次のとおり届け出ます。										所在地 名称 代表者の氏名				
① 事業年度			年 月 日から 年 月 日まで											
② 新設し、又は増設した設備に係る事業の種類、事務所又は事業所の名称及び所在地			事業の種類											
			事務所又は事業所の名称											
			所在地											
③ ②の設備を新設し、又は増設した日			年 月 日											
④ ②の設備を事業の用に供した日			年 月 日											
⑤ ②の設備を構成する減価償却資産（法人税法施行令第13条第1号から第7号までに掲げるものに限る。）の取得価額			種類											
			建物及びその附属設備											
			構築物											
			機械及び装置											
			車両及び運搬具											
			工具、器具及び備品											
			合 計											
⑥ 従業員の数			区分											
			月末日											
			②の設備に直接従事する従業者数											
			②の設備に係る事務職員等の数											
			県内に有する事務所又は事業所に従事する従業者で上記以外のものの数											
⑦ 固定資産			②の設備に係る固定資産の価額											
			県内に有する事務所又は事業所の固定資産の価額（主たる事業が電気供給業又はガス供給業である法人にあっては、当該固定資産の価額のうち製造事業用の設備に係る固定資産の価額）											
摘要			⑧ 課税標準額			⑨ 課税免除比率			⑩ 課税免除に係る課税標準額 ⑧×⑨			⑪ 差引課税標準額 ⑧-⑩		
所得金額等			⑫ 年400万円以下の金額			千円						千円		
			⑬ 年400万円を超え年800万円以下の金額											
			⑭ 年800万円を超える金額											
			計 ⑫+⑬+⑭						⑯					
			⑮ 軽減税率不適用法人の金額									⑰		
⑱ 課税免除に係る課税標準額			⑯又は⑰						千円					

(裏)

注

- 1 この届出書は、事業の用に供した一の設備ごとに作成すること。
- 2 「所在地」の欄には、主たる事務所又は事業所（以下「事務所等」という。）の所在地（外国法人にあっては、事業の経営の責任者が主として執務する事務所等の所在地）を記載すること。
- 3 「① 事業年度」の欄には、課税免除を受けようとする事業税に係る事業年度を記載すること。
- 4 「⑥ 従業者の数」の欄は、主たる事業が電気供給業（小売電気事業を除く。以下同じ。）、ガス供給業又は倉庫業の法人以外の法人が使用し、県内に所在する事務所等の従業者の数を以下の区分により各月ごとに記載するとともに、「事業年度末日」の右の欄には、地方税法第72条の48の規定により計算した従業者の数を記載すること。
  - (1) 「②の設備に直接従事する従業者数」とは、②の設備に従事する従業者のうち、課税免除の対象となる事業に直接従事している従業者数をいうこと。
  - (2) 「②の設備に係る事務職員等の数」とは、②の設備に従事する従業者のうち、販売・営業等に従事する事務職員等の数をいい、②の設備に係る従業者数から、「②の設備に直接従事する従業者数」を控除した数を記載すること。
  - (3) 「県内に有する事務所又は事業所に従事する従業者で上記以外のものの数」とは、県内に所在する事務所等に従事する従業者の数の合計から、②の設備に係る従業者数（直接従事者及び事務職員等）を控除した数をいうこと。
- 5 「⑦ 固定資産」の欄は、主たる事業が電気供給業、ガス供給業又は倉庫業である法人が使用し、「②の設備に係る固定資産の価額」の欄には、特別償却設備の価額に当該特別償却設備である家屋の敷地として課税免除の対象となる土地の価額を加えた額を記載すること。
- 6 「⑧ 課税標準額」の欄には、事業税の課税標準額（2以上の都道府県に事務所等を有する法人にあっては、地方税法第72条の48の規定による分割後の課税標準額）を記載すること。
- 7 「⑨ 課税免除比率」の欄には、「⑥ 従業者の数」の欄中A、B及びCの数の合計に占めるAの数の割合又は「⑦ 固定資産」の欄中Eの金額に占めるDの金額の割合を分数で記載すること。
- 8 「⑩ 課税免除に係る課税標準額」の欄には、「⑧ 課税標準額」の欄の金額に「⑨ 課税免除比率」の割合を乗じた金額を記載するものとし、その金額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てること。
- 9 この届出書に千葉県過疎地域県税課税免除条例施行規則第3条第2項各号に掲げる書類を添付して提出すること。



(表)

<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;">                 受付印             </div>		過疎地域県税課税免除に関する届出書 (不動産取得税)					
千葉県 県税事務所長 様		年 月 日					
住所(所在地) 氏名(名称) (代表者の氏名)							
千葉県過疎地域県税課税免除条例第5条の規定により、次のとおり届け出ます。							
①	新設し、又は増設した設備に係る事業の種類、事務所又は事業所の名称及び所在地		事業の種類				
			事務所又は事業所の名称				
			所在地				
②		①の設備を新設し、又は増設した日		年 月 日			
③		①の設備を事業の用に供した日		年 月 日			
④	①の設備を構成する減価償却資産(所得税法施行令第6条第1号から第7号まで又は法人税法施行令第13条第1号から第7号までに掲げるものに限る。)の取得価額		種類		取得価額		
			建物及びその附属設備		円		
			構築物				
			機械及び装置				
			車両及び運搬具				
			工具、器具及び備品				
			合計				
⑤	所在地		家屋番号	種類	構造	床面積	
						・ m <sup>2</sup>	
						・ m <sup>2</sup>	
						・ m <sup>2</sup>	
	取得年月日	年 月 日	取得の原因及び使用目的				
取得価額		円					
⑥	所在地		地番	地目	地積		
					・ m <sup>2</sup>		
					・ m <sup>2</sup>		
					・ m <sup>2</sup>		
	取得年月日	年 月 日	取得の原因及び使用目的				
取得価額		円		家屋の建設に着手した日			
				年 月 日			
備考							

(裏)

注

- 1 この届出書は、事業の用に供した一の設備ごとに作成すること。
- 2 「住所（所在地）」の欄には、主たる事務所又は事業所（以下「事務所等」という。）の所在地（国内に主たる事務所等を有しない者又は外国法人にあっては、事業の経営の責任者が主として執務する事務所等の所在地）を記載すること。
- 3 「⑥ 土地」の欄に記載する土地は、特別償却設備である家屋の垂直投影部分に限られること。また、「家屋の建設に着手した日」の欄には、当該家屋の敷地においてその建設に直接必要な遺形、根切り又は杭打ちのいずれかの工事が最初に行われた日を記載すること。
- 4 この届出書に千葉県過疎地域県税課税免除条例施行規則第3条第2項各号に掲げる書類を添付して提出すること。

その五

(表)

<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;"> <span style="font-size: 12px;">受付印</span> </div>		過疎地域県税課税免除に関する届出書 (固定資産税)				
千葉県 県税事務所長 様		年 月 日				
住所(所在地) 氏名(名称) (代表者の氏名)						
千葉県過疎地域県税課税免除条例第5条の規定により、次のとおり届け出ます。						
① 新設し、又は増設した設備に係る事業の種類、事務所又は事業所の名称及び所在地	事業の種類					
	事務所又は事業所の名称					
	所在地					
② ①の設備の取得年月日、取得の原因及び使用目的並びに当該設備を事業の用に供した日	取得年月日		年 月 日			
	取得の原因及び使用目的					
	事業の用に供した日		年 月 日			
③ 償却資産の種類及び取得価額	種 類		取 得 価 額			
			④ 前年前に取得したもの	⑤ 前年中に減少したもの	⑥ 前年中に取得したもの	計 ④-⑤+⑥
	構 築 物		円	円	円	円
	機 械 及 び 装 置					
	車 両 及 び 運 搬 具					
	工 具、器 具 及 び 備 品					
	合 計					
備 考						

(裏)

注

- 1 この届出書は、事業の用に供した一の設備ごと（当該設備が2以上の市町村にまたがる場合は当該市町村ごと）に作成すること。
- 2 「住所（所在地）」の欄には、主たる事務所又は事業所（以下「事務所等」という。）の所在地（国内に主たる事務所等を有しない者又は外国法人にあつては、事業の経営の責任者が主として執務する事務所等の所在地）を記載すること。
- 3 「③ 償却資産の種類及び取得価額」の欄中、「④ 前年前に取得したもの」、「⑤ 前年中に減少したもの」及び「⑥ 前年中に取得したもの」の各欄は、償却資産申告書（地方税法施行規則第26号様式）中の(イ)、(ロ)及び(ハ)の各欄にそれぞれ対応するものであること。
- 4 この届出書に千葉県過疎地域県税課税免除条例施行規則第3条第2項各号に掲げる書類を添付して提出すること。

過疎地域県税課税免除通知書

第 号  
年 月 日

様

千葉県 県税事務所長 印

千葉県過疎地域県税課税免除条例第 条の規定により、次のとおり課税免除したので通知します。

税 目		納税義務者番号		
課 税 年 度		期 別 (事業年度)		
課 税 免 除 額				円